

『令和7年3月18日開催』

建設消防常任委員会

委員長報告

【令和7年3月定例会】

(令和7年度関係議案)

委員長 飯塚孝行

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第8款「土木費」及び当該歳出に係る歳入並びに第23款「市債」第1項「市債」第6目及び第3条第3表「債務負担行為」並びに第4条第4表「地方債」のうち土木費に関する事項及び「土木債借換債」についてを一括議題といたしましたところ、都市環境整備推進費にかかわり、川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業の進捗状況について、街路事業費にかかわり、令和7年度における各街路整備事業の内容について、住宅建設費にかかわり、市営上青木住宅改築事業の進捗状況について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業と川口元郷1丁目2番地区優良建築物等整備事業は、民間が行う事業にもかかわらず、国、県を含め、多額の税金が投入されていること。都市計画街路整備事業は、多額の税金を投入している大規模事業であり、進捗率も低く、見直しを行うべきであることから、反対するとの意見。

また、良好な都市環境を確保する再開発事業は、市がまちづくりを進めるなかで、防災対策などにも大きく寄与するものであり、必要な事業である。そのほか、各事業の実施に必要な関係諸費用についても、適切と認められることから、賛成するとの意見。

さらに、再開発事業については、固定資産税、都市計画税が長年にわたって入ってくることに加え、住民の増加が見込まれることで、市県民税も増えるという意味では、単に負担するというわけではなく、市の活性化にもつながる事業であることから、賛成するとの意見。

またさらに、今後、川口駅に中距離電車が停車することによって、開発が進む計画がされているなか、川口元郷駅と接続する六間通り線の整備は、JRとの差別化を図る意味でも、大変重要な事業であると考えことから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第81号「市道路線の認定について（鳩ヶ谷第467-1号線）」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第64号「川口市都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第68号「川口市川口駅周辺再整備基金条例」を議題といたしま

したところ、目標とする積立額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、川口駅の中距離電車の停車に現時点で約430億円の事業費が想定されているなか、川口駅周辺も加えると、事業規模がわからず、必要な金額も未知数であることから、反対するとの意見。

また、中距離電車の停車は川口の未来への投資であり、川口駅周辺再整備にかかる経費は計画的かつ長期的に支弁していくことが重要である。市の財政に与える影響を可能な限り抑え、一般財源を平準化するためにも、当該基金の設置は必要なものであることから、賛成するとの意見。

さらに、中距離電車停車に伴い、今の川口駅における通勤通学の劣悪な環境を改善するためにも、基金の設置は大切であると考えことから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第88号「川口市景観形成条例の一部を改正する条例」及び議案第90号「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第90号にかかわり、規制対象となる資材置場の面積基準を見直した理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第63号「川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第35号「川口都市計画土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、新郷東部第2事業区画整理費の増額理由について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第36号「川口市水道事業会計予算」を議題といたしましたところ、拡張費及び改良費にかかわり、令和7年度末における管路の整備延長の見込みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、逆進性の高い消費税は低所得者ほど厳しいものであり、命にかかわる水道水に転嫁すべきではないと考えることから、反対するとの意見。

また、給水収益が減少するなか、借入れに過度に依存せず、老朽化した施設の更新など必要な予算を計上したうえで、約10億7,000万円の利益を見込めたことは、経営努力の結果であると評価できる。消費税については、安定した社会保障を実現するうえでも貴重な財源であるため、法にのっとり、一事業者として水道料金に適正に転嫁していくことが求められることから、賛成す

るとの意見。

さらに、市民の命を守る安全安心な水の提供には、漏水防止や耐震性のある配水管への更新工事の予算確保が必要である。発注工事費には、消費税が当然かかっており、仮に水道料金に消費税を課さなかった場合には、事業者を支払う仮払消費税相当分を水道料金に上乗せするしかなく、結果的には、市民の負担に変わりがない。受益者負担の観点からも、水道料金に消費税を課すことは当然であり、予算は適正に計上されていることから、賛成するとの意見。

またさらに、昨今、県水の値上げ等の話があるため、市民に丁寧な説明をすることを要望し、本予算については一定の評価をすることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第37号「川口市下水道事業会計予算」を議題といたしましたところ、管渠改良費及びポンプ場建設改良費にかかわり、令和7年度末における下水道管渠及びポンプ場施設の耐震化率の見込みについて、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第65号「川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第66号「川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第9款「消防費」及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表「地方債」のうち消防費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、常備消防費にかかわり、システム開発・保守委託料の詳細について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第67号「川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第89号「川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。